

吉賀町エネルギー価格等高騰対策支援金

エネルギー価格等の高騰が経営に大きな影響を及ぼす町内事業者の負担軽減と事業継続に繋げるため、支援金を交付します

交付対象者 次に該当する**不動産業除く全業種**の方が対象です

- (1) 町内で営んだ事業に関し、令和6年分の確定申告を行っていること
(令和5年分の確定申告を行っている法人、令和7年度分の住民税の申告を行っている個人事業主も対象となります)
- (2) 営業等及び農業収入が全体の収入金額の50%以上を占める事業者
- (3) 町から運営費等に係る補助金・委託料等の交付を受けていない事業者
(ただし、交付を受けている事業を除いたものは対象となります)
- (4) 吉賀町農業者等物価高騰対策支援金の交付を受けていない者
- (5) 申請者等が暴力団等の反社会勢力に関与していない者
- (6) 今後も引続き事業を継続していく意思のある者

事業者区分 ※令和6年の売上高 (法人の場合は直近の確定申告における売上高)		交付金額
50万円以上	100万円未満	1万円
100万円以上	300万円未満	2万円
300万円以上	500万円未満	3万円
500万円以上	1,000万円未満	10万円
1,000万円以上	3,000万円未満	15万円
3,000万円以上		20万円

申請受付 受付期間：令和7年3月17日(月)～令和7年6月30日(月)

申請書提出先：産業課又は商工会

※商工会会員以外は産業課へご提出ください

産業課の窓口は柿木庁舎です

商工会受付時間(本所・柿木支所)：10時から16時まで(平日のみ)

裏面をご覧ください

申請方法等

申請時 必要書類

- ①吉賀町エネルギー価格等高騰対策支援金交付申請書
- ②誓約書
- ③吉賀町エネルギー価格等高騰対策支援金請求書
- ④税務申告書

【法人の場合】直近の確定申告に係る法人事業概況説明書の写し

【個人事業主で青色申告の場合】令和6年分の確定申告書第一表及び所得税青色申告決算書の写し

【個人事業主で白色申告の場合】令和6年分の確定申告書第一表及び収支内訳書の写し

【個人事業主で住民税申告の場合】令和7年度分の町県民税申告書及び収支内訳書の写し

※e-Taxによる申告の場合は「受信通知（メール詳細）」を添付すること。
ただし、確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては「受信通知（メール詳細）」の添付不要とする。

※①②③は吉賀町HPでダウンロード又は産業課及び商工会でお渡し可能です

申請方法

【申請者】

①申請書の提出

申請書の様式は吉賀町HPからダウンロード
又は産業課及び商工会でお渡しできます

④支援金の振込

指定の口座に支援金を振込みます

【吉賀町】

②申請書の審査

申請書の受付後、産業課で審査を行います

【吉賀町】

③書類の確認

必要な書類があるかどうか確認します

【お問い合わせ】 吉賀町役場産業課 TEL:0856-79-2213 FAX:0856-79-2344

吉賀町商工会 TEL:0856-77-1255(本所) TEL:0856-79-2239(柿木支所)